

いい子育て×いい仕事＝元気な会社

職場の理解と応援で仕事も子育ても楽しくなります！
ゲンキな従業員がふえれば企業は伸びます！



「子育て応援宣言」企業・事業所

登録募集！

福岡県は、従業員が出産・子育て期を通して十分な子育てをしながら、引き続きその能力を活かして働くことができる社会の実現を目指しています。

このため、福岡県は働く男女を応援する企業・事業所を「子育て応援企業」として登録しています。

募集対象

福岡県内に事務所等がある、全ての企業・事業所です。

宣言内容

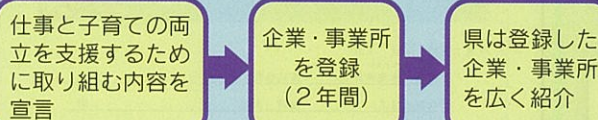
企業・事業所のトップが、男女従業員の仕事と子育ての両立を支援するために具体的に取り組む内容です。

応募方法

宣言書、制度の活用状況書及び添付書類（就業規則など）を県に提出していただきます。

登録

登録は随時行っています。登録後、登録証及び登録マークの交付を行います。登録は2年間となっています。



※登録期間は2年間となっています。
2年後、改めて宣言することで更新することができます。



このマークが「子育て応援宣言」企業・事業所の目印です。
登録マークは会社案内や名刺などにご活用いただけます。

〒812-8577 福岡市博多区東公園7-7
福岡県生活労働部 労働局 新雇用開発課 雇用均等・両立係
TEL: 092-643-3586 FAX: 092-643-3619
●詳しくはホームページ(<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>)をご覧ください。

 福岡県



女性が出産・子育てで仕事を辞めることなく活躍できる社会を！
男性も子育てなどの家庭的責任を果たすことができるよう、働き方の見直しを！

子育て応援宣言登録制度Q&A

Q 従業員が5人ですが、対象になりますか？

A 従業員の人数および業種に制限はありません。

Q 福岡県には「支店」しかないのですが、対象になりますか？

A 支店の代表者の方に宣言していただければ結構です。支店で可能な取り組みを宣言して下さい。

Q どのようなことを宣言すれば良いのですか？

A 従業員の仕事と子育ての両立を支援するための具体的な取り組みを宣言していただきます。制度の整備に限らず、両立しやすい職場の雰囲気づくり等、子育て応援につながる取り組みでしたら結構です。右記の「宣言の例」を参考にしてください。

Q 育児休業の取得対象者は、いないのですが？

A 育児休業に関することのみの取り組みを募集しているわけではありません。男性しかいない職場、女性しかいない職場でも子どもがいる従業員がいれば、職場として応援できることをご検討ください。

Q 登録することによって、メリットがありますか？

A 例えば、以下のようなメリットがあります。

①イメージアップにつながります。
県は、子育て応援企業を積極的にPRしています。また、子育て応援企業は登録マークを自社の広告等に使用することができます。

②子育て応援の取り組みのサポートを受けることができます。
仕事と子育ての両立に取り組む「子育て応援企業」の支援のためにアドバイザーを無料で派遣します。
子育てと両立しながら効率的に働くことができる勤務体制、就業規則の見直しや、事業所内託児施設の設置などについて、専門家がアドバイスを行います。

③人材募集で差が出ます。
福岡県若年者しごとサポートセンターホームページ(<http://www.ssc-f.net/>)において、「子育て応援企業」であることをアピールできます。

宣言の例

- ①仕事と子育ての両立しやすい職場づくりのために管理職研修をおこないます。
- ②社内報の送付や定期的な情報交換を行うことで、育児休業取得者の職場復帰への不安を和らげます。
- ③毎週、○曜日をノー残業デーにし、子どもとふれ合えるようにします。
- ④妻が出産した男性従業員に5日間の特別休暇を認めます。
- ⑤短時間勤務制度を小学校就学前の子を養育する従業員に認めます。
- ⑥事業所内託児所の設置に取り組みます。
- ⑦小学校就学前の子を養育する従業員に看護休暇を10日間（育児・介護休業法の規定は最低5日間）認めます。
- ⑧年に○日間、幼稚園（保育所）・小学校行事（授業参観等）のための休暇を認めます。

子育て応援宣言届出書記載例

様式1号

『子育て応援宣言』届出書

子育て応援宣言書

我が社は、従業員が出産・育児期を通して十分な子育てをしながら、引き続きその職務能力が発揮できるよう、次の取組みを行うことを宣言します。

取組内容

- 育児休業取得者が円滑に職場復帰できるよう、復帰前に研修を行います。
- 中学校就学前の子を養育する従業員に看護休暇を認めます。
- 毎週、水曜日をノー残業デーにし、子どもとふれ合えるようにします。

平成19年 4月 1日

企業・事業所等名称 株式会社 ○○○○

代表者氏名 福岡 太郎 印

所在地	〒812-**** 福岡市博多区○○丁目*-**		
担当	所属	総務課	電話 092-****-*****
	氏名	○○ ○○	FAX 092-****-*****
Eメール			
業種	1.建設業	9.飲食店・宿泊業	従業員数
	2.製造業	10.医療・福祉	
該当するものに○をつけてください	3.電気・ガス・熱供給・水道業	11.教育・学習支援業	女性 30人
	4.情報通信業	12.複合サービス業（協同組合）	計 60人
	5.運輸業	13.サービス業	
	6.卸売・小売業	14.その他	
	7.金融・保険業		
	8.不動産業		

届付書類
就業規則（写）（※定めている場合のみ）
会社概要書

従業員を大切にしたい、 子育て応援宣言であらわしてみませんか？

職場の理解と応援で仕事も子育ても楽しくなります！
従業員がイキイキと働ける企業は業績も伸びています！



いま、仕事と家庭の両立が求められています。育児休業などの規定はあっても実際に使われなければ意味がありません。経営トップの理解と熱意が必要です。

福岡県では、経営トップに子育てしやすい環境づくりに取り組む内容を宣言してもらう「子育て応援宣言」登録企業・事務所を募集しています。

子育て応援宣言企業・事業所登録制度は、「につけい子育て支援大賞2007(日本経済新聞主催)」や「第一回ベストマザー賞(内閣府)」受賞の理由となっており、企業の子育て支援策の先進事例として全国的にも高い認知度を誇っています。

宣言の例

- 社内報への掲載、管理職員研修の実施により、育児休業制度の周知、取得の促進に努めます。
- 社内報の送付や定期的な情報交換を行い休業中の不安をやわらげるようコミュニケーションを図ります。
- 職場復帰後1ヶ月前に勤務の短縮時間、土日勤務の可否、子どもの預け先等きめ細かな相談を実施します。
- 保育所送迎、通院等家族のための半日単位、時間単位の休暇制度を認めます。

… これ以外にも各社の実情に合わせた宣言をいただいております。

登録書類を 県ホームページからダウンロード

<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/d10/kosodateouen-boshu.html>

または **新雇用開発課** へ資料請求

宣言書及び添付書類を
新雇用開発課
に送付

宣言企業にはこんなメリットもあります

- 福岡県 入札参加資格審査(建設業・物品関係) 格付けの評価点が3点加算されます。
- アドバイザー派遣制度 専門アドバイザーを無料で派遣します。
- ナレッジサーブ(株) 育児休業eラーニングシステム「IKO」 受講料の特別割引制度があります。(092-736-2823)
- 商工組合中央金庫 ふくおか子育て応援企業ローン 金利の優遇制度があります。福岡支店(092-712-6551) 北九州支店(093-533-9567) 久留米支店(0942-35-3381)
- 西日本鉄道(株) にしてつ保育園ピコラン 保育料の割引制度があります。 事務局(092-737-8146) 薬院園(092-737-8145) 平尾園(092-534-5255) 千早園(092-674-1455)
- (株)日本学術講師会 インターネット自宅学習システム e点ネット塾 受講料の割引制度があります。(0120-41-7337)
- (株)テムザック 留守番ロボット「ロボリア」 特別優遇価格でご提供します。(0120-106-309)

問い合わせ

宣言書提出先は

福岡県福祉労働部労働局 新雇用開発課 雇用均等・両立係
〒812-8577 福岡市博多区東公園7-7

TEL:092-643-3586 FAX:092-643-3619